

〔事業運営〕

1. 知的財産侵害対策に係る国内外の産業界・団体及び政府機関との連携

(1) 国内の産業界、団体との連携促進

- ① 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）については、総会、企画委員会、第 1 プロジェクト（中国対策）、インターネット WG へ参加し、知的財産侵害問題に関する情報の交換及び共有を図るとともに、その成果をコンテンツ業界に広く提供した。
- ② 不正商品対策協議会（ACA）については、協賛会員として参画し、2015 年 11 月に ACA が主催した「ほんど？ホント！フェア in 千葉」に参加し、出展協力および運営サポートを通して消費者への知的財産権保護に関する啓発に努めた。
- ③ わが国コンテンツ業界に対する侵害対策のノウハウ蓄積と侵害対策支援を目的に、「CJ マーク委員会」を期中 4 回開催し、「法制度委員会」は期中 3 回開催した。また、著作権に関連する団体を対象とした「団体連絡会」は期中 2 回開催し、最新情報の共有等に努めた。そして「CJ マーク委員会」の下部組織として、新たに「共同エンフォースメント検討 WG」を設置し、期中 7 回開催し、国境を越えて複雑化するオンライン侵害に対して直接対策・周辺対策・削除センターの運営等に関する検討・協議を実施した。
- ④ ネットワーク・プラットフォームの形成を支援するための体制の整備。
「侵害発生国における著作権普及啓発のためのネットワーク・プラットフォームの形成支援」に向け、わが国において著作権保護や違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を積極的に実施する権利者団体、集中管理団体等から構成される「検討委員会」を期中 3 回開催し、種々の検討・協議を実施した。

(2) 海外政府・政府機関等及び海外権利者団体等との連携

- ① 国際的に海賊版をはじめとする知的財産侵害対策に積極的に取り組んでいるハリウッド 6 大メジャー映画会社で組織される MPAA/MPA（アメリカ映画協会/その海外部門）及び国際的な音楽・ミュージックビデオの製作会社で組織される IFPI（国際レコード産業連盟）等、海外著作権関連団体の現地ネットワーク等を利用し連携強化を図った。

- ② 特に、MPAA/MPA との間では、2014 年 3 月にオンライン侵害対策に関する連携強化を目的に締結した MOU に基づき、2015 年 11 月 6 日に LA、同年 11 月 10 日にワシントン DC で意見交換を実施した。また、2015 年 7 月に MPA の EU 支部（イギリス、ベルギー等）を訪問し、グローバル化するオンライン侵害対策に関する協議を実施した。
- ③ MPAA/MPA を組織するハリウッド 6 大メジャー映画会社が設立した映像に関する技術検証研究機関である「Movie Labs」と業務提携し、Movie Labs が保有している世界各国における海賊版トラフィック情報の共有やわが国における侵害情報の精査を行い、日本コンテンツの海外における被害状況を可視化することを検証した。
- ④ KOFOCO(韓国著作権団体連合会)との間で、MOU に基づく定期協議を 2015 年 7 月 1 日にソウルで実施し、両国におけるオンライン上の著作権侵害実態やその対策に関する意見交換を行った。
- ⑤ 東アジアにおける知的財産関連政府機関（中国：国家版權局、北京市版權局、新聞出版広電総局、文化部及び文化市場行政執法総隊、香港：税関、台湾：内政部警政署、文化部影視及流行音楽産業局及び經濟部知的財産局、韓国：文化体育觀光部及び KCC(韓国著作権委員会)等)との関係構築を図り、情報共有等を通じて連携強化を実施した。
- ⑥ 東南アジアの産業界、団体及び政府機関等については、ASEAN+日中韓で組織する ACBS(アジア・コンテンツ・ビジネス・サミット)及び「侵害発生国における著作権普及啓発のためのネットワーク・プラットフォームの形成事業」を通じて、シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ベトナム等との間で関係構築を図り、当該地域における知的財産に係る諸環境の最新状況の把握に努めた。併せて、タイでは 2015 年 10 月、11 月、2016 年 2 月の計 3 回、インドネシアでは 2016 年 2 月にそれぞれ政府機関と連携し、著作権普及啓発イベントを実施した。
- ⑦ 総務省からの委託により、「ASEAN 諸国における放送コンテンツの正規流通促進ワークショップ」を 2015 年 6 月 1 日より 4 日間に亘り開催し、ASEAN 諸国の政府機関より関係者を東京に招聘し、セミナー及び意見交換を行った。また同年 9 月には、総務省主催の「第一回日・ASEAN テレビ祭り」がマレーシア

で開催され、ワークショップのひとつである「テレビ番組の著作権保護とオンライン上での流通促進」に出席し、CODA の取組みに関しプレゼンテーションを行うと共に、ASEAN 各国の関係者との間で種々の意見交換を行った。

(3) 各種調整業務

- ① CODA 北京センター等を通じ、CODA が関連機関・団体との各種調整を行った。

2. 知的財産侵害対策への具体的支援

(1) 販売店での海賊版 DVD/CD 対策

- ① 日本コンテンツの侵害実態（著作権・CJ マーク商標権侵害等）の最新情報を継続的に把握し、効果的な共同エンフォースメントを実施した。

香港、上海、台湾の 3 都市で合計 565 件の摘発を行った。この結果、65,595 枚の海賊版を押収し、26 人の検挙に至った。

この他、CJ マーク商標権侵害の摘発は、香港において 2 回を実施。日本コンテンツやハリウッド作品の侵害物を含む、海賊版ディスクを 6,379 枚押収した。摘発後に仕分け作業を行い、押収された海賊版全てを検品した上で、CJ マーク商標のついた海賊版のみを抜き出し、19 枚を CJ マーク商標権侵害ディスクとして宣誓書を作成した。

本事業の実施は MPA/ IFACT と連携して実施した。

- ② 東南アジアでの侵害状況把握のために、市場調査を実施するなど、侵害実態の把握を行った。

(2) 電子商取引サイト（EC サイト）上の海賊版 DVD/CD 対策

- ① 中国の日本人向け海賊版販売 e コマース問題に関して、2013 年の「剣網行動」より情報提供や行政投訴等を行い、当年度は、北京市版權局と北京市公安局との合同捜査が行われたが、「サーバー及び銀行口座が中国国外であるため情報収集が困難である」との理由で捜査は中断されたままである。そのため、当該国に対する刑事共助条約等に基づく捜査関係事項照会を行うよう要請した。

- ② 中国においては、CODA 北京センターを活用し、関連機関・団体との調整を行い日本コンテンツの中でもマンガコンテンツの権利侵害を継続しているサイト事業者への刑事告訴への協力を実施した。

(3) インターネット上の海賊版コンテンツ対策

- ① 米国の知的財産保護制度のひとつである「ドメイン差押え」に関して、日本コン

テンツを侵害する悪質な海外の 2 サイトにつき申立てを実施した。

- ② 中国政府の実施するインターネット上の著作権侵害対策キャンペーンである 2015 年度「剣網行動」に、中国で運営されている動画・音楽サイト合計 9 サイトについて、日本の権利者の著作権が侵害されている旨の情報提供を行い、具体的に侵害コンテンツの掲載されている URL のリストを提供した。その結果、合計 3,109URL が削除され、また国家版權局から各サイトへの指導が行われた
- ③ 2015 年度の「CODA 自動コンテンツ監視・削除センター」の実績として、12 サイト¹に対して合計 24,656URL について削除通知を送付し、23,989URL が削除された（削除率 97.29%）。
- ④ インターネット上の海賊版コンテンツのうち、侵害が深刻化する日本のマンガ及びアニメ等の映像コンテンツを対象とした海賊版対策を実施した。
 - i) マンガに係る違法対策

大手出版社と中小出版社が連携し、違法サイトへの大規模削除を実施した。
 - ii) アニメ等の映像コンテンツに係る違法対策

2013 年度コンテンツ海賊版対策強化事業（コンテンツ流通促進に向けた海賊版対策支援事業）において作成した悪質な海賊版サイトリスト（いわゆるブラックリスト）を基に、悪質な侵害サイトを調査のうえ、当該サイトの運営者を特定し、刑事告訴を実施した。

3. 知的財産侵害対策に関する新たな手法等の検討

(1) 最新の侵害事例等についての対応策の調査・検証（スマートフォンアプリ対策）

近年、深刻化しているスマートフォンアプリによる侵害について、侵害実態調査と侵害コンテンツを視聴できるアプリ（侵害コンテンツへ誘導しているものを含む）のマーケットからの削除を実施した。

(2) 侵害等に関する間接的な対策

以下の周辺対策事業を実施し、直接的な侵害対策を補完した。

- i) 侵害サイトのフィルタリングの協力事業者等の拡大
- ii) 検索結果表示の抑止要請
- iii) 広告出稿の停止要請
- iv) スマートフォンアプリへの対応

(3) 知的財産侵害の早期発見支援並びに侵害対応への技術的支援等の実施（出版物）

¹ 監視対象サイトは 14 サイトであるが、2 サイトについては削除通知が 0 件であった。

中国語表記（中国人向け）のサイト（マンガ：10 サイト、文芸作品：9 サイト）を対象として、マンガ 57 作品、文芸作品 12 作品のデジタル出版物において、インターネット上の侵害に対する監視・削除の実証実験を継続実施した。具体的には中国国内の削除ベンダーとの協力や ISP との協力による削除等を実施した。

(4) トレーニングセミナーの実施

東アジア地域及び ASEAN における知的財産侵害対策の成果向上に資するため、現地政府機関、MPA の外郭団体である HKISA (香港国際映視協会) および IFPI の協力の下、取締執行機関等に対するトレーニングセミナーを北京、香港、広州、マカオ、台北、クアラルンプール、ジャカルタの 7 地域で実施した。

4. 情報収集・発信等、総合サービス

(1) 効果測定に関する調査

- ① 「Movie Labs」と業務提携し、Movie Labs が保有している世界各国における海賊版トラフィック情報の共有やわが国における侵害情報の精査を行い、日本コンテンツの海外における被害状況を可視化することを検討した（前掲）。
- ② 海賊版対策の効果測定を実施するため、その基礎資料として、主な侵害発生国のコンテンツ市場規模及び当該国における日本コンテンツの占める割合等について文献調査・ヒアリング調査等を実施した。
- ③ 海賊版による被害規模の調査を、企業会員へのアンケート等により実施した。
- ④ ASEAN におけるインターネット上の侵害実態調査を実施した。

(2) 海賊版対策の実施結果に関する情報収集及び情報共有

2013 年度コンテンツ海賊版対策強化事業（コンテンツ流通促進に向けた海賊版対策支援事業）において作成したブラックリストの更新等について検討した。

(3) キャラクターに関連する知的財産侵害品に関する調査

マンガやアニメ等に関連するキャラクターの知的財産侵害対策の基礎資料とするため、中国国内におけるマンガ・アニメ等に関するキャラクターに関連する知的財産侵害品の実態に関する研究調査を実施した。

(4) その他の国内及び海外における取組み

① 「ビジネスマッチングの開催」

わが国コンテンツ企業と海外コンテンツ事業者等との間における正規流通及び侵害対策の促進等を目的とした直接協議の場として、東京において中国配信事業者 3 社と日本権利者 9 社によるビジネスマッチングを 2 日間に亘り実施した。

② 「サイト評価レポートの作成」

中国・韓国等の東アジアの UGC サイト等について、運営事業者ごとに会社情報・正規ライセンス状況・知的財産保護への取組み等を報告する「サイト評価レポート」を 2015 年 9 月と 2016 年 3 月に作成・公開し、正規配信許諾の促進に活用した。

③ 「広報・啓発活動の推進」

- ・国内外の一般消費者に向けた広報として、共同エンフォースメントに係るニュースリリースや不正商品対策協議会等が主催するイベント等への出展協力を推進した。
- ・アジア地域における海賊版等知的財産侵害の事例、訴訟等の対応策、法改正等の動向等に関して、CODA 北京センターおよび関係機関等を活用して情報収集を行い、ニュースレター（年間 12 回発信）やホームページ等を通じて、わが国コンテンツ業界等に広く発信した。
- ・広報普及の一環として、シンガポールで開催された「キャラエキスポ 2015」および香港で開催された「C3 in HongKong」への出展を実施した。

④ 「不正流通情報窓口の継続」

「不正流通情報窓口」を通じて、侵害に係る情報を広く収集した。今年度は 54 件の情報が寄せられた。

〔組織運営〕

1. 広報活動の充実

ホームページのコンテンツの充実を基本とし、マスコミ等への積極的な対応を行い、当機構の活動について日本国内外へ広報した。併せて、連携する各団体とも協力し、一般消費者等を対象とした日本国内外における啓発促進を図った。

(1) 主なニュースリリースの内容

- ・ 2015 年 5 月 2015 年度第 1 回目トレーニングセミナーを北京市で開催

- ・ 2015 年 5 月 海城中学校の生徒が CODA を訪問
- ・ 2015 年 6 月 2015 年度定時社員総会を開催
- ・ 2015 年 6 月 ASEAN 地域における放送コンテンツの正規流通促進ワークショップを開催
- ・ 2015 年 7 月 韓国著作権団体連合会との定例会議を開催
- ・ 2015 年 7 月 文化庁、中国国家版權局主催『日中著作権セミナー』開催報告
- ・ 2015 年 8 月 上海市：有名海賊版販売店が取締りにより閉鎖
- ・ 2015 年 9 月 2015 年度臨時社員総会を開催
- ・ 2015 年 9 月 香港：世界中の中国人を対象に海賊版を販売していた男性を逮捕
- ・ 2015 年 9 月 香港：湾仔（ワンチャイ）『海賊版ビル』の海賊版販売店を一掃
- ・ 2015 年 9 月 ユーラシア経済委員会役員、ロシアの知財専門家らが来所
- ・ 2015 年 9 月 中国の違法漫画配信サイト、責任者 3 人を逮捕
- ・ 2015 年 10 月 マレーシアで初のトレーニングセミナーをクアラルンプールで開催
- ・ 2015 年 10 月 マレーシア「国内取引・協同組合・消費者省」職員が経産省を訪問
- ・ 2015 年 10 月 タイ『出版業界著作権保護フォーラム』を開催
- ・ 2015 年 11 月 『マンガフェスティバル in タイランド』に参加
- ・ 2015 年 11 月 米国、MPAA 本部や関連機関を訪問
- ・ 2015 年 11 月 福岡県警：上海市の販売店から入手した海賊版転売で逮捕者
- ・ 2015 年 11 月 お茶の水女子大学附属高等学校の生徒が CODA を訪問
- ・ 2015 年 11 月 中国 UGC サイト事業者等を訪問
- ・ 2015 年 12 月 台湾：過去最大規模の海賊版を押収、海賊版販売サイトを摘発
- ・ 2016 年 2 月 『次世代知財システム検討委員会』で意見表明

(2) 原稿執筆

- ・ 2015 年 6 月 「中国文化部によるインターネット上のアニメ作品の規制強化について」
媒体：JVA REPORT NO.170
- ・ 2015 年 8 月 「韓国著作権団体連合会との定例会議を開催」、「『ASEAN 地域における放送コンテンツの正規流通促進ワークショップ』を開催」
媒体：JVA REPORT NO.171
- ・ 2015 年 10 月 「上海・香港で悪質海賊版販売業者を摘発」
媒体：JVA REPORT NO.172
- ・ 2015 年 12 月 「マレーシアとの関係構築」
媒体：JVA REPORT NO.173
- ・ 2016 年 1 月 「米国、MPAA 本部や関連機関を訪問」
媒体：JVA REPORT NO.174

2. 財務体質の充実

新規会員獲得等を通じて自主財源の増加を図った。

2016 年 3 月 31 日現在

企業会員 31 社

団体会員 15 団体

賛助会員 3 社・3 団体

以上

<参考資料>

KOFOCO との意見交換会概要

★第 1 回：

日時：2015 年 7 月 1 日（水）11:00～17:30

場所：KOFOCO オフィス

次第：

- (1) 韓国・違法コピー流通実態調査報告書 2014
- (2) 警告システムの構築とグリーンストアプロジェクト
- (3) 最新の権利侵害事例とその対策

トレーニングセミナー実施累計実績

(2005 年 1 月～2016 年 3 月累積)

開催地	: 26 カ所
開催回数	: 86 回
参加人数	: 延べ 6, 273 名

【北京】 540 名

2005、2006、2007、2008 (2 回)、2010、2011、2012、2015

【廈門】 70 名

2009

【上海】 698 名

2005、2006 (2 回)、2008 (2 回)、2009、2011、2012

【成都】 202 名

2005、2014

【香港】 1, 055 名

2005(2 回)、2006、2007、2008、2009、2010、2011、2012

2013、2014、2015

【深セン】 596 名

2005、2006、2007 (2 回)、2008、2011、2013

【マカオ】 262 名

2005、2006、2007、2008、2010、2013、2015

【台北】 575 名

2006 (2 回)、2007、2008、2009、2010、2011、2012、2013

【重慶】 140 名

2006

【貴陽】 79 名

2009

【広州】 374 名

2005、2007 (2 回)、2015

【瀋陽】 71 名

2005

【青島】 239 名

2009、2011、2013

【安慶】 90 名

2010

【武漢】 104 名

2005

【南寧】 143 名

2006

2014、2015

【高雄】 69 名

2010、2014

【杭州】 283 名

2006、2008、2011

【台中】 66 名

2012、2014

【嘉義】 41 名

2013

【大連】 59 名

2014

【福州】 71 名

2010

【寧波】 42 名

2012

【ジャカルタ】 151 名

2013、2014、2015

【スラバヤ】(インドネシア) 61 名

2014

【クアラルンプール】 119 名

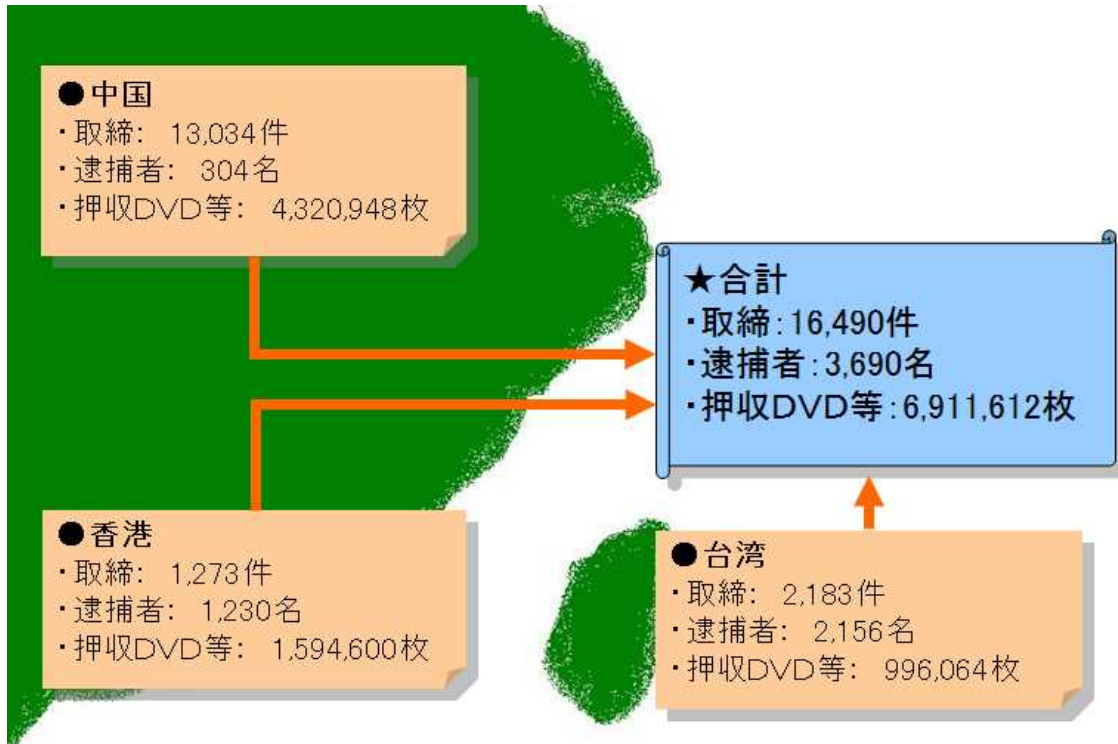
2015

2015 年実施実績

開催地	開催日	参加人数	協力機関	参加機関	講師、講演者、事務局
北京	2015/5/19	63 名	IFPI	新聞出版広電総局等	日本レコード協会 楠本靖氏 事務局(渡部)
香港	2015/9/9	80 名	HKISA	香港税関	東映アニメ 高橋陽史氏 事務局(渡部)
台北	2015/9/10	48 名	HKISA	刑事警察大隊 保安警察第二総隊	東映アニメ 高橋陽史氏 事務局(渡部)
クアラル ンプール	2015/10/15	119 名	MyIPO	MDTTC、MyIPO 職員等	バンダイビジュアル 上埜芳被氏 事務局(渡部)
マカオ	2015/11/17	46 名	HKISA	マカオ税関員	日本映像ソフト協会 高木俊氏 事務局(渡部)
広州	2015/11/19	34 名	HKISA	学生、学友関係者、 IT 企業担当者	日本映像ソフト協会 高木俊氏 事務局(渡部)
ジャカル タ	2016/1/28	63 名	DGIP	DGIP、法専門家、 著作権関連団体	バンダイビジュアル 上埜芳被氏 事務局(渡部)

MPA との中国、香港、台湾での共同エンフォースメント実績

(2005 年 1 月～2016 年 3 月)



【2015 年度の摘発成果】 2015/4～2016/3

	取締件数	押収枚数		逮捕
		DVD	VCD+CD+その他	
中国 (上海・深セン)	537	45,435	0	0
香港	12	19,372	0	9
台湾 (台北・台中・高雄)	16	788	0	17
合計	565	65,595	0	26
		DVD+CD+その他		65,595

CJ マーク商標権侵害実績

2015 年度には、香港において 2 回の摘発を実施。IFACT の協力の下、ハリウッド作品や日本コンテンツの侵害物を含む、海賊版ディスクを 6,379 枚押収した。摘発後に仕分け作業を行い、押収された海賊版全てを検品した上で、CJ マーク商標のついたもののみを抜き出し、19 枚を CJ マーク商標権侵害ディスクとして宣誓書を作成した。

「自動コンテンツ監視・削除センター」運営実績

■2015 年度 参加者一覧 (20 社)

(株)びえろ、(株)スタジオジブリ、(株)日本アドシステムズ、東映アニメーション(株)、バンダイビジュアル(株)、東宝(株)、東映(株)、松竹(株)、讀賣テレビ放送(株)、(株)TBS テレビ、日本テレビ放送網(株)、(株)フジテレビジョン、日本放送協会 (NHK)、(株)NHK エンタープライズ、(株)ポニーキャニオン、エイベックス・グループ・ホールディングス(株)、(株)トムス・エンタテインメント、(株)WOWOW、(株)ハピネット、日活(株)

■通知及び削除状況

2015 年度 実績 (2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日)

サイト名	通知数	削除数	削除率
youku	9,611	9,608	99.97%
tudou	4,571	4,534	99.19%
56	1,205	1,205	100.00%
pandora	4,106	4,106	100.00%
ku6	378	378	100.00%
pptv	0	0	0
letv	0	0	0
tencent	959	429	44.73%
dailymotion	2,581	2,578	99.88%
fc2	97	97	100.00%
acfun	164	164	100.00%
bilibili	790	729	92.28%
miomio	70	38	54.29%
nosub	124	123	99.19%
合計	24,656	23,989	97.29%

累計実績（2011 年 8 月～2016 年 3 月 31 日）

サイト名	通知数 (URL)	削除数 (URL)	削除率
youku	83,973	83,311	99.21%
tudou	67,724	67,244	99.29%
56	10,157	10,002	98.47%
pandora	19,193	19,031	99.15%
ku6	17,673	17,656	99.90%
pptv	153	148	96.73%
letv	617	607	98.37%
tencent	1,370	748	54.59%
dailymotion	8,585	8,198	95.49%
fc2	3,356	3,356	100.00%
acfun	164	164	100.00%
bilibili	790	729	92.28%
miomio	70	38	54.29%
nosub	124	123	99.19%
合計	213,949	211,355	98.80%

ビジネスマッチング事業実績

- 日 時 : 2016 年 2 月 25 日 (木曜日) 10:00-18:00
2016 年 2 月 26 日 (金曜日) 10:00-16:30
- 会 場 : グランドアーク半蔵門
- 参加者 : 動画配信サイト youkutudou、LeTV
マンガ配信サイト 北京方正
日本権利者 映画、放送、アニメ、音楽等に係る 9 権利者
- 実施方法 : 各権利者につき 1 時間を目途に各サイトとのミーティングを実施。

以上